

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

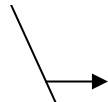
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2026年4月6日	
山口県知事	殿
提出者	
住 所 周南市御影町1-1	
氏 名 西部徳山生コンクリート(株)徳山工場	
代表取締役 山手 孝昭	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0834-34-2372	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	西部徳山生コンクリート(株)徳山工場
事業場の所在地	周南市御影町1-1
計画期間	2026年4月1日～2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	生コンクリート製造業・セメント製品製造業
②事業の規模	資本金 10,000万円
③従業員数	13人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1を参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

工場長（産業廃棄物処理総括責任者）



技術製造課 課長（産業廃棄物管理責任）

技術製造課 主任（産業廃棄物管理責任者）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（2025年度）実績】

産業廃棄物の種類

1. コンクリートくず・ガラスおよび
陶磁器くず（蛍光灯）

2. 廃プラスチック類

排 出 量

1,830 t

0.94 t

(これまでに実施した取組)

- ① 顧客から返却される戻りコンクリートの骨材（砂・碎石）を骨材分級機にて回収し有価物として骨材メーカーに返却し産業廃棄物の排出量の縮減に努めた。
- ② 廃プラの発生抑制方法として、包装容器梱包材の削減をした。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

1. コンクリートくず・ガラスおよび
陶磁器くず（蛍光灯）

2. 廃プラスチック類

排 出 量

1,700 t

0.8 t

(今後実施する予定の取組)

1. 前年度に引き続き、顧客から返却される残コンクリートの骨材（砂・碎石）を骨材分級機にて回収し有価物として、骨材メーカーに返却し産業廃棄物排出量を抑制する。また、顧客と綿密な連絡を取り余分生コンクリートの発生抑制に努めることを計画として掲げる。
2. 包装ミス品（破袋・詰替え品）の抑制に努め廃棄包装袋の排出量を低減することを計画に掲げる。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

工程ごとに廃棄物保管場所を確保し分別を実施している。

(種類・管理部署・管理責任者・保管の大きさを表示)

	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記①現状の分別を全従業員に徹底を義務付ける。
--	-----	--

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t

		(今後実施する予定の取組)
		実施する予定はない

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2 0 2 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず・ガラス および陶磁器くず(蛍光灯)	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	1,830 t	0.94 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,830 t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	— t

	(これまでに実施した取組) 委託に当たり再生利用業者を最優先に選定すると共に、マニフェスト交付義務の法令遵守した上で処理を委託した。
--	--

(第5面)

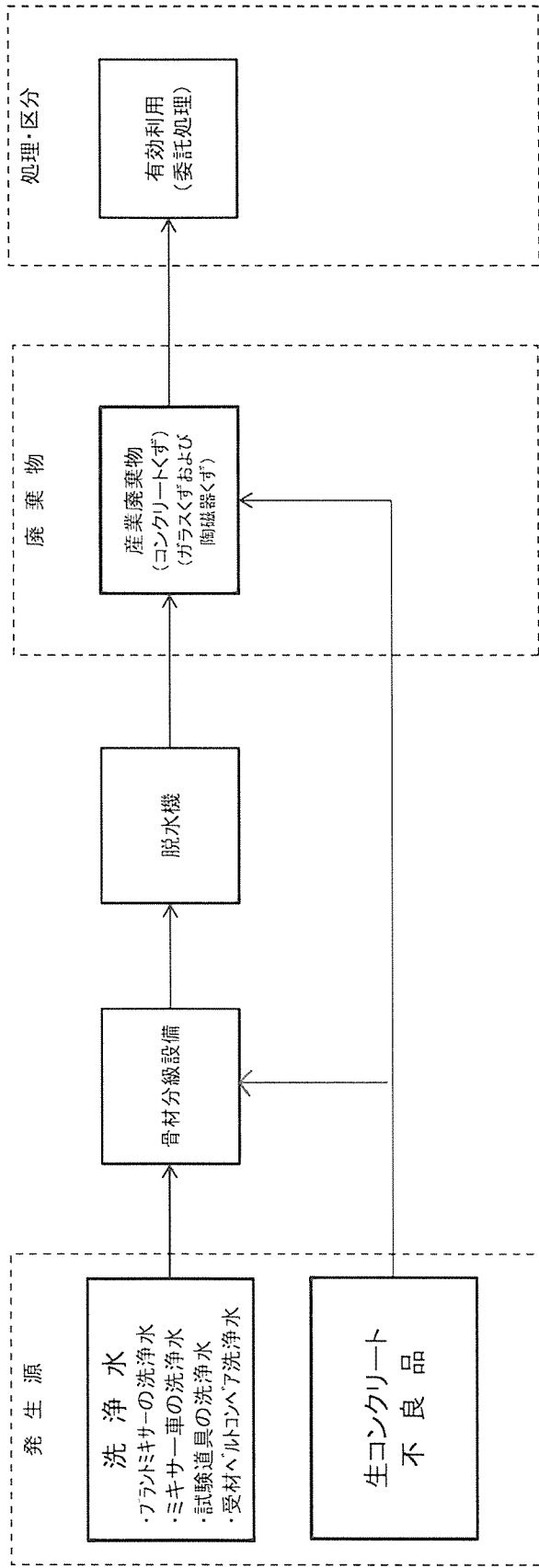
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	コンクリートくず ガラスおよび陶磁器くず	廃プラスチック類
		全 処 理 委 託 量	1,700 t	0.8 t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	— t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,700 t	— t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	— t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	— t
		(今後実施する予定の取組) ①の現状に加え、当該委託業者について定期的に現地確認の実施に努める。		
	※事務処理欄			

備考

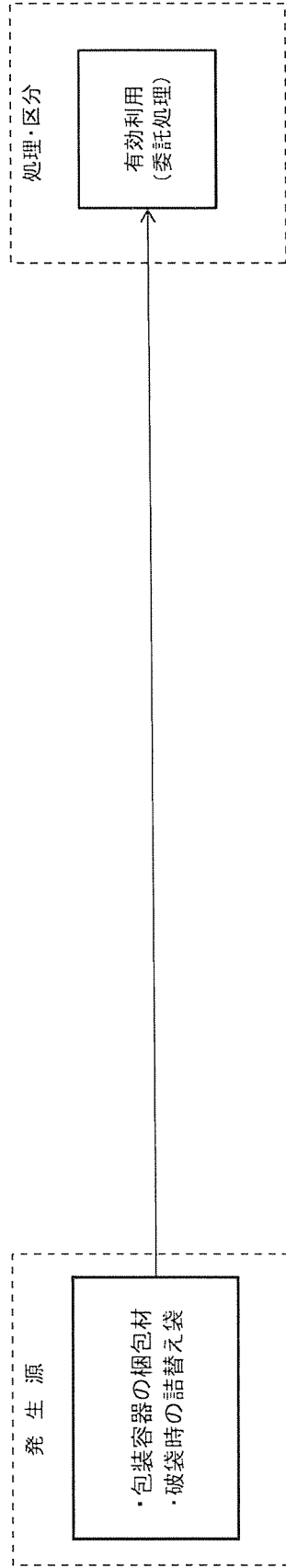
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物発生・処理フロー図

● 生コンクリート製造業



● セメント製品製造業



多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(2026年度計画)

別紙2ー1

西部徳山生コンクリート㈱徳山工場					
多量排出事業者 名 称	西部徳山生コンクリート㈱徳山工場	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	生コンクリート製造業 セメント製品製造業

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥																				
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類	0.94	0.8									0.94	0.8								
	紙くず																				
	木くず																				
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず																				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず(蛍光灯)	1,830.00	1,700									1,830.00	1,700			1,830.00	1,700				
	鋳さい																				
	がれき類																				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		1,830.94	1,700.800	0	0	0	0	0	0	0	0	1,830.94	1,700.800	0	0	1,830.00	1,700	0	0	0	0